

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2⁽¹²⁾吉野警察署の表阿知賀駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和元年6月13日から施行する。